

令和 5 年度島根県障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

1. 適用範囲

この方針は、島根県の全組織における物品等の調達に適用する。

2. 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、法第 2 条第 4 項に定義する施設とする。

3. 調達する物品等及びその目標

県が施設等から調達する物品等及びその目標は、以下のとおりとする。

以下に記載がないものであっても、県が調達可能な物品等であれば、対象とする。

品目	目標金額	品目の例
印刷、情報処理	11,000 千円	各種印刷、デザイン、データ入力、テープ起こし 等
役 務	13,000 千円	クリーニング、清掃、環境整備、文書封入・発送、廃棄物処理、施設管理 等
物 品	5,000 千円	啓発用品、記念品、防災用品、事務用品、食材、農産品、カバー苗 等
給食、弁当	17,000 千円	給食、食堂業務、弁当、給食パン、軽食・喫茶 等
計	46,000 千円	

（目標設定の考え方）

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中において、以下の目標額とする。。

令和 5 年度目標額	46,000 千円
------------	-----------

4. 調達の実施

施設等からの物品調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）の規定に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、施設等と随意契約により契約を締結するものとする。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく限度額を超える場合は、同項第 3 号に規定する随意契約の特例の制度を活用する。

5. 調達の推進方法

- ① 障がい福祉課は、施設等から提供可能な物品等の情報について各所属へ情報提供を行う。
- ② 各所属は、提供された情報を基に、物品等の特性を踏まえつつ、施設等への発注に努める。なお、3. に例示した品目に限らず、これまで調達実績のない物品等の調達については、障がい福祉課へ相談するなどして対応する。

- ③ 施設等への発注に当たっては、施設等の提供能力に合わせ、納期、納入条件等、適切な配慮を行う。
- ④ 障がい福祉課は、各所属の調達予定物品、役務等を、島根県障がい者就労事業振興センターと連携して障がい者就労施設等へ情報提供を行う。

6. 共同受注窓口の活用

発注情報の提供や施設等の情報収集、受発注の取りまとめ等に当たっては、施設等の共同受注窓口として設置している島根県障がい者就労事業振興センターを活用する。

7. 調達実績の集計、公表

調達実績は、会計年度終了次第速やかに集計し、公開する。

8. 担当窓口

本方針の担当窓口は、健康福祉部障がい福祉課とする。

9. その他

(1) 県主催行事等における配慮

県の機関が開催する各種行事、イベント等において、販売・飲食コーナーの設置について公募等を行う場合、障がい福祉課、島根県障がい者就労事業振興センターを通じて、施設等へ情報提供を行う。

(2) 業務委託先等における配慮

県と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方、管理運営費補助金の交付先（外郭団体）等に対し、施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。

(3) 職員の私的購入等における配慮

職員個人や親睦会等での物品購入等に際しても、施設等からの購入や、県庁内障がい者チャレンジショップ「すまいる」の利用に心掛ける。

（参考）対象となる施設等（法第2条第4項）

- 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- 障害福祉サービス事業所（同上）
- 地域活動支援センター、小規模作業所
- 障害者雇用促進法の特例子会社、重度障害者多数雇用事業所
- 在宅就業障害者、在宅就業支援団体

【共同受注窓口】**島根県障がい者就労事業振興センター**（県委託事業）

ホームページ <http://www.miraiwa.com/yu-make/> メール info@yu-make.net

（東部事務所）松江市東津田町 1741-3 TEL 0852-67-2671

（西部事務所）浜田市野原町 1826-1 TEL 0855-22-8677